

不登校児童・生徒を支援

するためのガイドライン

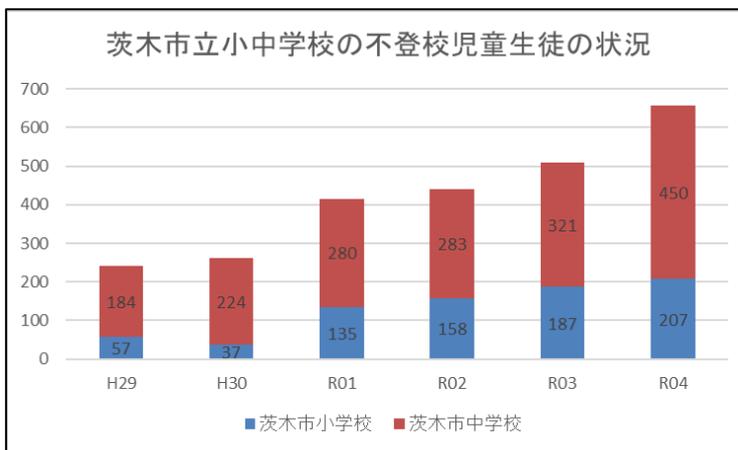
～市の取組みと民間施設等との連携～

令和6年 3月 茨木市教育委員会

「不登校」とは…

「何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しない、あるいはしたくともできない状況にあるため年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたもの」
(文科省調査より)

茨木市の状況



茨木市内でも小学校、中学校ともに年々増加傾向にあります。



子どもたちの悩みは様々…「勉強がわからない」「友だちとうまくいかない」「体調がすぐれない」「何か行きたくない」など、本人・家庭・学校に関わる様々な要因が複雑に絡み合っている場合もあります。
また、「自分でもよくわからない」という理由がはっきりしないこともあります。

不登校支援の考え方

【目標】

将来、児童生徒が精神的にも経済的にも自立し、豊かな人生を送れるような、社会的自立を果たすこと。

【方向性】

「学校に登校する」という結果のみを目標とするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉え、社会的自立を目指せるように支援を行う。

※「生徒指導提要」（令和4年12月改訂版）より

茨木市の不登校児童・生徒等に対する支援の取組み

【各学校】

不登校を生まない学校づくりの推進

- 子どもたちの自己肯定感や自己有用感を高める授業や行事
非認知能力の育成を軸に、子どもたち一人ひとりが主体的に学習に関わり、集団の中でより良い関係を築きながら自己表現できるような授業や行事を行います。
- 子どもの不安や悩み、SOSを受け止める学校づくり
不登校になる前に学校の先生が子どものSOSをキャッチし、寄り添うことで安心して学校へ通うことができます。定期的なアンケートや子どもとの面談等を実施するとともに、子ども自身がSOSを出せる教育の推進、教職員研修を通して児童生徒理解を深めるなど、子どもの気持ちを聞く機会を増やし、高いアンテナで子どもの思いを受け止めます。
- 専門家や複数の人材で子どもを見守る
スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家を全校に配置し、子どもや保護者が悩みや不安を相談できる環境を整えます。また、スクールサポーターを複数配置し、学校内での学習面や生活面で子どもたちに寄り添い、支えます。

※スクールカウンセラー（SC）

公認心理士や臨床心理士、精神科医及び児童生徒の心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有する者。全小中学校に配置。

※スクールソーシャルワーカー（SSW）

社会福祉士や精神保健福祉士及び福祉や教育の分野において専門的な知識及び経験を有する者。全中学校区に配置。

【教育委員会】

社会的自立に向けた支援

○子ども一人ひとりに寄り添った対応

不登校の要因は子どもによって様々です。本人にも要因がわからないことがあります。茨木市では、教育機会確保法に基づき、子ども一人ひとりの思いや取り巻く環境等に合わせて、登校のみを目標とするのではなく、社会的自立をめざした支援を行います。

○子どもに合わせた居場所づくり

学校が子どもの居場所になることが一番ですが、学校以外でも居場所があり、学びを保障する場を整える必要があります。茨木市では子どもの実態に合わせて様々な居場所があります。

茨木市不登校児童生徒支援室「ふれあいルーム」

茨木市教育センターでは校外の教育支援センターとして「ふれあいルーム」を設置しています。「ふれあいルーム」では、児童生徒が自らの進路を主体的に捉え社会的に自立できるように支援を行っています。

早稲田大学大阪学園向陽台高等学校とも連携し、子どものニーズに合わせた4つのコースを開設しています。

訪問コース	オンラインコース
週に1回程度、各家庭に大学院生が訪問し、本人が希望する活動を一緒に行います。人とのかかわりやコミュニケーションに慣れることから始めます。	週1回程度、オンライン上でコミュニケーション、ソーシャルスキルトレーニング、教科の学習、工作等を個別に行い、オンラインを通して、人とのかかわり方等を学ぶことをめざします。
体験学習コース	通室コース
火曜日と金曜日の午後に向陽台高等学校が提供する講座の中から、本人の興味関心のあるものを選択し、体験学習を行います。様々な体験を通じて、人とのつながりを持ち、学習や活動への意欲を高めることをめざします。	月・火・水・金曜日の週4日、時間割に沿って、午前10時～午後3時まで活動します。様々な活動を通して集団生活への適応を促し、学校生活への復帰を支援するとともに、子どもの社会的自立をめざします。

【関係機関】

地域での相談窓口、居場所づくり

茨木市こども相談室

子育て全般に関する相談窓口になります。不登校等の内容についても、様々な保育士、保健師、心理判定員等の専門支援員が対応します。

茨木市ユースプラザ

生きづらさを抱えている子どもや若者が、他者との交流や社会体験などを通じてのびのびと育っていくことをめざす地域の居場所として、ユースプラザを設置しています。市内に5カ所あり、おおむね中学生から成人までの方が利用していますが、小中学生の場合、学校とも連携し、学習や進路等についても相談を受けつけています。

茨木市子ども・若者自立支援センター「くろす」

生きづらさを抱える子ども・若者とその保護者のための専門支援機関です。カウンセリングを通じて、本人や家族の状況・状態に応じて様々なプログラムを行います。

【民間支援団体等】

個に応じた対応

NPO 法人やフリースクール等の民間支援団体等は、不登校の児童・生徒の状況に合わせた学習や体験等の様々な教育活動を行っています。

<お問い合わせ先>

- 学校生活について
茨木市教育委員会 学校教育推進課 072-620-1683
- 「ふれあいルーム」、発達相談、心理相談について
茨木市教育委員会 茨木市教育センター 072-626-4407
- 「いじめ」ホッと電話相談
茨木市教育委員会 茨木市教育センター 0120-147970(フリーダイヤル)
- 子育てについて
茨木市こども相談室 072-624-0961
- 居場所づくり
茨木市ユースプラザ(市内5カ所)
 - ・「ちょい(choi)」 072-628-6993
 - ・「いばらき LOBBY」 080-9607-5051
 - ・「ぱーちスペース」 072-655-3761
 - ・「プラザ・あい」 072-655-1821
 - ・「エント」 080-1521-4624茨木市子ども・若者自立支援センター「くろす」 072-646-5526

【「出席扱い」とする民間施設について】

1 実施主体について

法人、個人は問わないが、実施者が不登校児童生徒に対する相談・指導等に関し深い理解と知識又は経験を有し、かつ社会的信望を有していること。

2 事業運営の在り方と透明性の確保について

- ① 不登校児童生徒に対する相談・指導を行うことを主たる目的としていること。
- ② 営利本位でなく、入会金、授業料（月額・年額等）等が明確にされ、保護者等に情報提供がなされていること。

3 相談・指導の在り方について

- ① 児童生徒の人格を尊重した相談や指導が行われていること。
- ② 相談・指導の対象となる者が、当該施設の相談・指導体制に応じて、明確にされていること。また、受入れに当たっては面接を行うなどして、当該児童生徒の状況の把握が適切に行われていること。
- ③ 指導内容・方法、相談手法及び相談・指導の体制があらかじめ明示されており、かつ現に児童生徒の状況に応じた適切な内容の相談や指導が行われていること。
- ④ 児童生徒の学習支援や進路の状況等について、保護者等に情報提供がなされていること。
- ⑤ 体罰などの不適切な指導や人権侵害行為が行われていないこと。

4 相談・指導スタッフについて

- ① 相談・指導スタッフは児童生徒の教育に深い理解を有するとともに、不登校児童生徒への支援について知識・経験をもち、その指導に熱意を有していること。
- ② 専門的なカウンセリング等の方法を行うにあっては、心理学や精神医学等、それを行うにふさわしい専門的知識と経験を備えた指導スタッフが指導にあたっていること。

5 施設、設備について

各施設にあっては、学習、心理療法、面接等種々の活動を行うために適切な施設、設備環境の整備に努めていること。

6 学校、教育委員会と施設との関係について

児童生徒のプライバシーにも配慮のうえ、学校と施設が相互に不登校児童生徒やその家庭を支援するために必要な情報等を交換するなど、学校との間に十分な連

携・協力関係が保たれていること。

7 家庭と施設との関係について

施設での指導経過を保護者に定期的に連絡するなど、家庭との間に十分な連携・協力関係が保たれていること。

※ 学校は、定期的・継続的に保護者や当該施設と連携します。

※ 当該施設における相談・指導状況についての情報共有を適切に行います。

※ 指導要録に反映するため、施設からの報告書等を活用しながら、当該施設への出席日数を正確に把握します。

【指導要録上の出席扱いとするまでの流れ】

① 民間施設に通所している児童生徒本人及び保護者から「出席扱い」の希望について学校に申し出をしてください。

② 学校が、児童生徒本人及び保護者から通所する民間施設についての聞き取りを行います。

③ 校長と市教育委員会で民間施設の相談・指導が児童生徒本人にとって適切であるかの協議を行い、必要に応じて、当該施設の訪問等を行います。

④ 校内にて「出席扱い」について協議を行い、校長が判断します。

⑤ 校長から市教育委員会に「出席扱い」について報告をします。

⑥ 校長から保護者へ「出席扱い」の適否について連絡をいたします。

【ガイドラインの活用にあたっての Q&A】

Q1. 本人や保護者の希望がなければ、出席扱いとすることはできないのですか？

A1. 本件の趣旨が、「当該施設への通所が、当該児童生徒の学校復帰や進路保障、社会的自立並びに学習意欲等の向上及び推進に資する」というものであり、出席扱いとするには、本人及び保護者の方の希望や意志が必要です。

Q2. 出席扱いの要件の中に、「民間施設における相談・指導が個々の児童生徒にとって適切であるかどうかについて判断する」とありますが、同一施設において、出席扱いをする児童生徒としない児童生徒がいてもいいのですか？

A2. 当該児童生徒の状況や不登校の要因、学校復帰へのてだては個人によって違うため、同一施設に通所していても、取扱いが異なる場合があります。

Q3. 出席扱いとなった場合、茨木市教育委員会学務課から出している就学義務違反通知は送付されるのでしょうか？

A3. 出席扱いとなった場合は、送付されません。そのため、出席扱いと判断した場合は、校長より茨木市教育委員会 学務課に連絡いたします。

Q4. 通学定期乗車券発行のために、「出席扱い」にしてほしい場合はどのようにしたらよいのでしょうか？

A4. 通学定期乗車券発行の要件は、「校長が出席扱いと判断する場合」となります。そのため、まず学校は、教育委員会と連携し、「当該施設への通所が、当該児童生徒の学校復帰や進路保障、社会的自立並びに学習意欲等の向上及び推進に資する」かどうかの判断を行う。教育委員会と連携のもと、出席扱いと判断した場合に通学定期乗車券を発行することを保護者の方へお伝えいたします。

【茨木市内の民間施設等の紹介】

	民間施設	所在地
1	フリースクール なっちゃんところ	茨木市郡4丁目16-7 貸家 西端

※ 民間施設等の紹介の内容につきましては、市が様式を定め、各施設にご提出いただいたものになります。